

資料編

<企画課>

## 障害保健福祉推進事業等実施要綱（案）

### 1 目的

本事業は、多様な団体による先駆的、試行的な事業等及び障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務等に対して所要の助成を行い、もって、障害者自立支援制度の適正な運営並びに障害者自立支援の基盤の安定化及び障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実に資することを目的としている。

### 2 対象事業等

#### (1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）

##### ①対象事業

別添の「障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）」として実施する先駆的、試行的等事業であって、他の補助制度による補助対象事業を除く。

##### ②実施主体

- ・ 都道府県又は市町村（特別区を含む。）
- ・ 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

#### (2) 障害者自立支援法円滑施行事務等

##### ①対象事業

次に掲げる、障害者自立支援法の円滑な施行のために必要な都道府県及び市町村の事務及び事業

- ・ 障害者自立支援法の施行に係る普及・広報経費
- ・ 支給決定等に係るシステムの開発、改修等経費
- ・ その他、障害者自立支援法の施行に際し必要な経費（都道府県が行う市町村施行事務の広域的支援を含む。）

##### ②実施主体

都道府県又は市町村（特別区を含む。）

### 3 経費の補助

この実施要綱による事業に要する経費については、別に定めるところ（※）により国庫補助を行うものとする。

※「別に定めるところ（交付要綱）」に盛り込む事項（案）

#### 1. 基準額

補助金の額は、次の該当する対象事業に応じた基準額とする。

(1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）に要する経費

1件当たり2000万円以内を基本とする。

(2) 自立支援法施行円滑化事務等に要する経費

①都道府県（一律）	10,000千円
②市町村（人口規模に応じて配分。）	
人口300,000人以上	6,000千円
人口100,000人以上300,000人未満	5,000千円
人口30,000人以上100,000人未満	3,000千円
人口5,000人以上30,000人未満	2,000千円
人口5,000人未満	1,000千円

#### 2. 対象経費

障害者自立支援推進事業等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び借料並びに備品購入費

なお、一部事務組合又は広域連合において処理する事務に要する市町村の経費を含むものとする。

#### (参考)

平成18年度障害保健福祉推進事業等予算案	35億円
(1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）に要する経費	5億円
(2) 自立支援法施行円滑化事務等に要する経費	30億円

(別添)

## 「障害者自立支援調査研究プロジェクト（仮称）」について

### 1. 趣旨

近年我が国の障害者をめぐる環境は大きく変化してきており、身体障害・知的障害・精神障害と障害者の種別ごとに対応してきた障害者施策を、市町村を中心とした一元的な体制に再構築することとしているが、障害種別間、市町村間の格差を均てん化するまでには様々な課題が残されている。

また、就労を含め、障害者が尊厳を持ってその人らしく、人間らしく生きていくことができるように、なお一層の積極的な施策展開も求められている。

このため、本プロジェクトは、以上のような課題について介護サービス、就労支援、相談支援等の第一線での種々の先駆的、試行的取組を推進し、もって障害者の自立支援制度の充実に資することを目的とするものである。

### 2. 概要

#### (1) 補助対象として考えられる事業分野

あくまでも参考例であるが、次のような分野に関する先駆的、試行的取組や調査研究等が挙げられる。

- ・ 地域における福祉、雇用、教育とのネットワークの構築等の環境整備に関するもの
- ・ 精神病院入院患者の早期退院・地域生活移行に関するもの
- ・ 障害者に対する社会的偏見の是正、差別・虐待防止、成年後見などの権利擁護を推進するもの
- ・ 様々な支援を効果的に組み合わせること等により重度の障害者の地域生活を支えるための調査研究・試行的事業
- ・ 地域の社会資源を生かした障害者の移動支援のためのモデル的な事業
- ・ 障害者と高齢者の相談支援を一体的に実施するなど、対象者のユニバーサル化に資するもの
- ・ IT技術を活用した障害者福祉サービスの高度化・充実にに関するもの
- ・ 高次脳機能障害、発達障害等の支援に関するもの
- ・ 障害者の就労支援の充実や就業率向上に資する訓練プログラムに関するもの

- ・ 地域住民による障害者自立支援システムの構築に関するもの
- ・ その他障害者の自立支援の充実・強化に資するもの

(2) 評価検討のための委員会の設置

有識者による「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会（仮称）」において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表する。

3. 執行スケジュール（案）

平成18年3月	実施要綱案（概要）の提示
4月	実施要綱の通知（予算成立後）
5月上旬	事業実施協議締め切り
5月下旬	評価・検討のための委員会の開催
6月上旬	採択、内示